

医療費控除の必要書類

年収が猶予承認基準を超過しているが次のうちいずれかにあてはまる場合は、下記の書類を追加することにより、医療費を「特別な支出」として控除できるよう申請することができます。

1. 奨学生本人の医療費を支払っている・・・控除計算表⑤欄

条件：本人が傷病であり、その加療期間が6か月以上であること



提出が必要な書類（用意できたら□に✓）

- ☐ 診断書（原本）：初診時期および加療期間（今後の療養見込み期間も含む）が明記されていること。
- ☐ 医療費の領収書等、療養のために支出している金額を証明できるもののコピー：診療日付が診断書の加療期間と一致しているものに限る。また、必ず内訳が記載されていること。
- ☐ 医療費支払申告書（同封の用紙に記入）：診断書の加療期間が7か月以上の場合は申告書を2枚以上作成すること。

2. 奨学生本人が被扶養者のために医療費を支払っている・・・控除計算表⑥欄

条件：本人の被扶養者が傷病であり、その加療期間が2週間以上であること

※ここで言う「被扶養者」とは、地方税法上、又は社会保険（健康保険・公的年金）制度において本人の被扶養となっている方のことです。



提出が必要な書類（用意できたら□に✓）

- ☐ 対象となる被扶養者の診断書（原本）：初診時期および加療期間（今後の療養見込み期間も含む）が明記されていること。
- ☐ 医療費の領収書等、奨学生が対象となる被扶養者の療養のために支出している金額を証明できるもののコピー：診療日付が診断書の加療期間と一致しているものに限る。また、必ず内訳が記載されていること。
- ☐ 医療費補助申告書（同封の用紙に記入）：診断書の加療期間が7か月以上の場合は申告書を2枚以上作成すること。
- ☐ 対象となる被扶養者の健康保険証、マイナポータル健康保険証等情報画面又は資格確認書コピー等本人の被扶養者であることがわかる書類：添付する際には、必ず保険者番号、被保険者等記号・番号及び二次元コードに黒塗り（マスキング）をすること。

【注意事項】

- 医療費の控除は、療養のため経常的に支出をしている金額で、対象者1人について1か月8万円、年間96万円が上限です。ただし、健康保険等により医療給付を受ける金額および損害賠償等によって補填される金額は非該当になりますのでご了承ください。
- 控除が可能な期間は、診断書に記載の療養期間（今後の療養見込み期間も含む）となります。
- 控除金額につきましては、本機構の審査基準により決定されます。申告書や証明書等に記載された金額が必ずしも全て控除できるとは限りません。予めご了承ください。

≪申請されても承認されるとは限りません。また、減額返還、返還期限猶予（延滞据置猶予を含む）それぞれにおいて、上記の書類が全て揃わない場合、又は控除の限度額である1か月8万円、年間96万円を考慮しても奨学生ご本人の年間収入・所得が承認基準を超える場合は、「経済困難」事由で願い出ることはできませんのでご注意ください≫